

鳥取県福祉のまちづくり条例の改正に係るパブリックコメントの実施結果について

令和4年1月21日
住まいまちづくり課
福祉保健課

鳥取県福祉のまちづくり条例の見直しに当たり、広く県民の意見を求めるため、パブリックコメント及び県政参画電子アンケートを実施したので、結果を報告する。

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 令和3年12月6日(月)から12月20日(月)まで(15日間)

(2) 意見総数 19件(提出者6名)

(3) 主な意見と対応方針

- ・ バリアフリー整備を義務付ける建築物の床面積を引き下げ、バリアフリー整備基準を拡充する条例改正案について反対する意見はなかった。
- ・ 弱視者への配慮基準を新たに設けたことに対して謝意があったほか、弱視者が建築物を利用するに当たり不便に感じる内容について意見があった。
- ・ 高齢者、障がい者への配慮だけでなく、性の多様性に配慮した整備も必要という意見があった。

【主な意見】

<対応の区分> 盛込済(◎) 一部盛込済(○) 今後検討(△) その他(-)

主な意見	対応案	対応
視覚障がい者が全て全盲者ではなく、弱視者が多いことを知っていただく機会にもなることから、「弱視者に配慮する整備基準の追加」することを高く評価する。	視覚障がい者の約7割と言われている弱視者が使いやすい建築物の整備が進むよう、弱視者に配慮した整備基準を新たに設けることにしている。	◎
エレベーターの停止、ドアの開閉、上下階への移動を音声で知らせるべき。	条例では、エレベーターの停止、ドアの開閉、上下階への移動を音声で案内する装置の設置を既に義務付けている。	◎
エレベーターに手すりを取り付けること。また、エレベーターの床は、濃淡の少ない暗色とはせず弱視者が容易に床とわかるようにすること。	条例では、エレベーター内に手すりの設置を既に義務付けている。エレベーターの床は、弱視者が床と壁との違いが認識できる配色とすることを施設整備マニュアルで示すことにしている。	○
弱視者が増えているので、少なくともトイレまでは点字ブロックや音声誘導を整備していただきたい。	条例では、点字ブロックは、案内施設まで敷設するようにしており、トイレ等への誘導は、施設管理者等に対応してもらうこととしている。	△
「多機能トイレ」「多目的トイレ」等という表現を使用することがあるが、国土交通省では誰でも利用できると思われるような名称を避けるようにしており、真に必要な人が利用できるような名称にするべきではないか。	国土交通省は、令和3年にトイレの適正利用を推進するため多機能化した車いす使用者用トイレの名称を従来の「多機能トイレ」から「バリアフリートイレ」に変更している。県でも施設整備マニュアル等において表記を「バリアフリートイレ」に改め、啓発を図っていく。	-
国土交通省では性の多様性について配慮が必要としている。公共施設や教育施設等において、トイレや更衣室において、困難を抱える方もいるので、こうした配慮について本条例で促すべきではないか。	条例改正案では、性の多様性への配慮については盛り込んでいないが、施設整備マニュアルにおいて、性の多様性に配慮したトイレや更衣室の配置について参考例を示すことにしている。	△
公衆トイレの洋式化を進めること。	民間の公衆トイレには、福祉のまちづくり推進事業補助金等により、洋式便器への改修費用の一部を市町村と協調して支援し、洋式化に取り組んでいる。また、公共の公衆トイレについては各施設管理者に洋式化の推進を働きかけていく。	-

2 県政参画電子アンケートの概要

(1) 実施期間 令和3年12月6日(月)から12月20日(月)まで ※パブリックコメントと同じ期間

(2) 回答数 475名(回答率 65.9%)

(3) アンケートの概要

- ・平成20年の条例改正で建築物のバリアフリー化を義務付けたことにより、バリアフリー化が進んでいるという意見が約6割あった。
- ・バリアフリー化が不十分なために利用者が困っているのを見たことがあるとの回答が3割あった。

項目	回答		
	進んでいる	変わらない	分からない
施設のバリアフリー化が進んでいると感じているか。	57.9%	31.8%	10.3%
施設のバリアフリー化が不十分で利用者が困っているのを見たことはあるか。	ある 30.7%	ない 67.6%	その他 1.7%
健常者がバリアフリー(多目的)トイレを利用するのはどうか。	避けるべき 31.6%	問題ない 57.2%	分からない 11.2%

3 今後の予定

令和4年2月 条例改正案を2月定例県議会に提案
10月1日 改正条例の施行